

「令和 8 年熊本地震」に係る鳥取県大規模災害ボランティア活動団体等 募集要項

＜ボランティア活動を行う団体等の皆様へ＞

○本補助制度は、この度の災害支援のために募集する寄附金のみを財源とするもので、一般的な補助金のように活動前に交付決定を行うものではなく、活動終了後に交付申請を受け付け、寄附金募集終了後に申請のあった団体に一括して交付決定を行うものとなります。

このことにより、寄附の募集結果によっては十分な補助金額とならない可能性があります。

○したがって、支援の有無にかかわらず被災地支援を行う思いをお持ちであることを前提とした制度であることを御理解いただき、活動にあたっては、基本的に自己負担が可能な範囲でボランティア活動を行っていただきますよう、あらかじめお願いします。

1 趣旨

県内外の大規模災害時において、県内の法人又は任意団体・グループ等（以下「団体等」という。）が被災地ニーズに沿ったボランティア活動を行う場合に要する経費を、クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金（以下「寄附金」という。）により支援することで、現地に直接出向くことのできない方等の被災地支援の思いを届けることを目的に、鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金の交付を希望する団体等を募集します。

2 応募資格者

県内の法人又は3名以上（代表者の年齢が18歳以上）で構成される任意団体・グループ等

3 募集する取組

「令和 8 年熊本地震」により被害を受けた地域でのボランティア活動

（対象活動例）

- ・避難所等での炊き出し
- ・家財搬出、がれき・土砂の撤去
- ・専門的な技能等に基づく活動（重機や動力機材の活用による支援）
- ・その他、被災自治体等のニーズに応じた活動

4 補助対象期間

令和8年7月28日（火）から10月28日（水）まで

※期間は延長となる場合があります。

※補助対象期間を超えて活動される場合は、補助対象期間終了日翌日以降の経費は補助対象となりません。

5 対象経費等

（1）補助対象経費

ボランティア活動に要する以下の経費

- ・炊き出しに係る食材費
- ・重機、機材借り上げ料
- ・移動交通費、宿泊費（いずれも、職員の旅費等に関する条例（昭和 27 年鳥取県条例第 40 号）に準じて算定した額とする。）
- ・その他活動に必要な直接経費等

なお、以下の経費については原則補助対象外となります。

- ・申請書類の記載内容から必要性や妥当性が認められないもの（高額なものの購入、価格の妥当性

の判断が困難なもの、雑費など)

- ・申請書類に経費の積算の詳細(内訳)の記載がなく必要性が判断できないもの
- ・団体役員や団体の構成員が代表である企業等へ発注等を行っているもの
- ・領収書の発行者が申請団体自身であるもの
- ・他地域等への視察・交流のみで活動を伴わないもの
- ・スタッフおよびボランティアの食事代
- ・人件費
- ・各種手数料・キャンセル料
- ・活動に直接的に関係するもの以外の経費
- ・事業終了後に個人所有となり得るもの
- ・通常の団体運営に係る経費
- ・他の補助金等により助成を受けているもの(他の補助金等の助成対象経費と切り分けができる場合を除く)

※上記に該当しないものについても、内容によっては補助対象外とさせていただく場合があります。

(2) 特記事項

○移動交通費、宿泊費について

補助対象額は、以下により算定した額となります。

[移動交通費]

最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額とします。ただし、活動上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、それに応じて取った経路及び方法による所要額とします。

なお、航空賃は実際に支払った運賃の額、保有する車による陸路移動は移動距離 1km につき 25 円とし、高速道路料金は実際に支払った額とします。

※通常取り得る経路及び方法を大きく逸脱する場合は、やむを得ない事情がある場合は、様式第 1 号「3 活動内容」に、経路と併せてその必要性が分かるように記載してください。必要性が認められない場合は、県で算定した額とさせていただきます。

[宿泊費]

国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第 306 号。以下「政令」という。)第9条に規定する宿泊費の額のうち政令第1条第2項第3号に規定する職務の級が 10 級以下の者に適用される額及び政令第 11 条に規定する宿泊手当の額をそれぞれ上限とします。

なお、この度の補助上限額は以下のとおりです。

宿泊地等	補助上限額
東京都	23,400 円
京都府	22,400 円
千葉県、兵庫県、福岡県	19,400 円
埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	18,400 円
北海道、香川県	17,400 円
岡山県、広島県、熊本県	16,400 円
山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	15,400 円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	14,400 円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	13,400 円
岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	12,400 円

福島県、鳥取県、山口県	11,400 円
車中泊など宿泊施設以外での泊まり(地域は不問)	2,400 円

6 応募方法

(1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付要綱に基づき、以下の書類を御提出ください。

ア 交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)

イ 別添活動経費内訳表

ウ その他添付書類

- ・事業に要した経費に係る団体等宛の領収書等の写し(「移動交通費」については、航空賃・高速道路料金・その他料金等が県で把握できないもの、「宿泊費」については宿泊施設を利用した場合のみ添付が必要)
- ・団体等の規約、会則、定款等及び直近の役員名簿又は構成員リスト
- ・活動の様子が分かる写真(活動日ごとのもの。電子データ、印刷物など形式は問いません。)

(2) 書類の入手方法

様式は、福祉保健課のホームページからダウンロードできます。「9 窓口・問合せ先」を確認の上、アクセスしてください。インターネットを利用できない方は福祉保健課まで御相談ください。

(3) 書類の提出方法

令和8年11月11日(水)(17時15分必着)までに、福祉保健課まで電子メール、郵送又は持参により提出してください。寄附金の配分に影響が出るため、提出期限を経過した後の受付は行いませんので御了承ください。

※特に、補助対象期間終了日間際に帰着する場合や補助対象期間を超えて活動される場合などは、提出期限に御注意ください。

※上記の期限に関わらず、補助事業終了後(鳥取県帰着後)、可能な限り早期に御提出いただくよう御協力をお願いします。

7 手続きの流れ

[活動終了後]

①交付申請書兼実績報告書等の書類[6(1)参照]を県へ提出

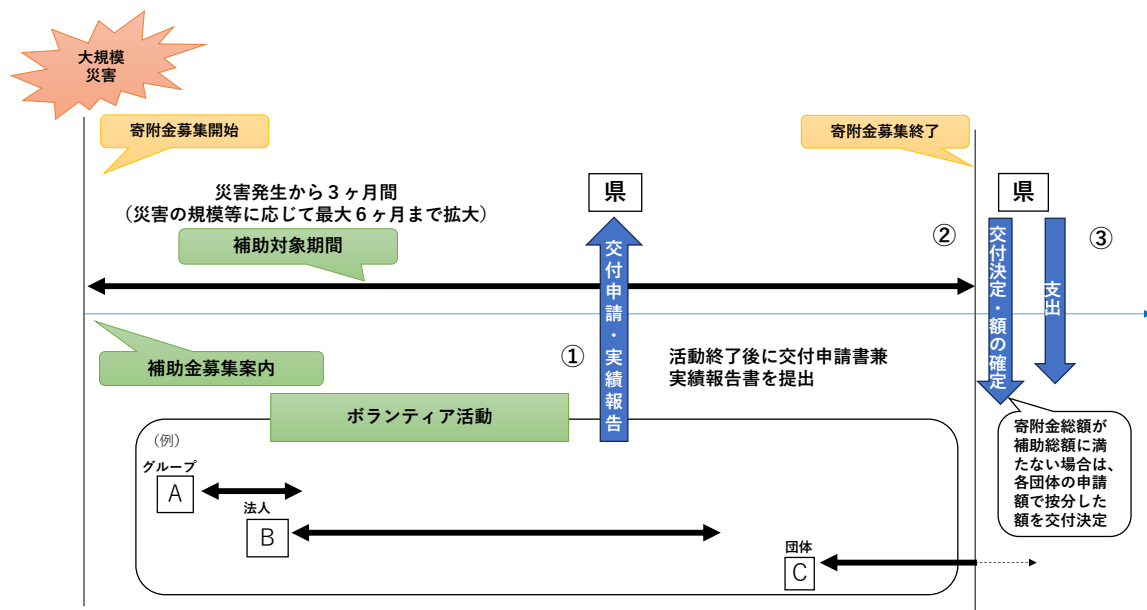
[補助対象期間(寄附金募集)終了後]

②県は書類の内容を確認し、必要に応じて補助対象経費の精査などの補正を行い、寄附金総額の範囲内(※)で、各申請団体に対して交付決定及び額の確定を行う

(※)寄附金総額が交付申請及び実績報告による補助対象総額に満たない場合は、寄附金総額を各補助対象額の比率で按分し、それぞれの団体等に対して補助額を修正した上で交付決定(千円未満切り捨て)を行います。なお、寄附金が集まった場合でも、補助総額に比べて寄附総額が少ない場合等において、算定上、補助額が0となる団体が生じる可能性がありますのであらかじめ御了解ください。

③後日、交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に記載のある振込先に、交付決定額及び確定額を振込(支出)

<手続きの流れのイメージ図>



8 その他

○補助事業による活動内容や成果を県ホームページ等で公開する予定ですので、あらかじめ御承知ください。

9 窓口・問合せ先

申請方法や対象経費など、御不明の点がございましたら、以下までお問い合わせください。

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎2階)
 電話 0857-26-7142・8632/ファクシミリ 0857-26-8116
 電子メール fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
 ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/169607.htm>



ホームページ QR コード